

(仮称) 地域づくり推進基本方針 (骨子案)

令和元年 8 月 22 日

八王子市

(空白)

## 目 次

1. 地域づくり推進基本方針策定の目的.....	4
2. 地域づくりの対象圏域 .....	4
3. 八王子市の現状 .....	5
3.1. 人口 .....	5
3.2. 地域活動の状況 .....	5
3.3. 地域における市民意識の状況.....	6
4. 八王子市が抱える地域づくりの課題.....	6
5. 地域づくり推進の基本的な考え方.....	7
5.1. 地域づくり推進の基本的な考え方.....	7
5.2. 地域づくり推進で考慮すべき事項.....	7
6. 今後の展開 .....	9
6.1. 地域づくり推進のプロセス.....	9
6.2. 地域づくり推進に向けた検討体制.....	10

(空白)

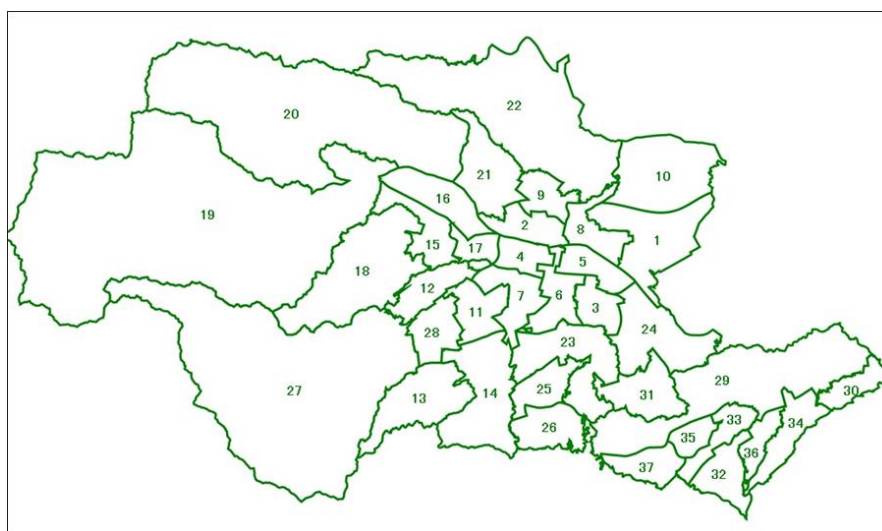
## 1. 地域づくり推進基本方針策定の目的

- 本市では、「八王子ビジョン 2022」を平成 24 年度に策定し、本市が目指す都市像の一つとして「みんなで担う公共と協働のまち」を掲げる等、協働のまちづくりを進めている。
- 本方針は、地域で生活する市民の安全安心な暮らしの実現に向けて、市民との協働による「地域づくり」を推進していくことを目的に、その基本的な考え方や進め方等をとりまとめたものである。

## 2. 地域づくりの対象圏域

- 本市は、中心市街地や計画的に開発されたニュータウン地域、自然に囲まれた地域等、様々な地域の顔（地域性）を有している。
- 各地域には、多様な活動をしている関係団体が数多くある。
- 地域づくりを協働で取り組むには、ある程度広域な圏域で関係団体に参加してもらい、多様な意見や提案などを取り入れながら議論を可能としないといけない。
- そこで、本市では日常生活において顔の見える関係性をつくりやすく、幅広い議論も可能とする中学校区を圏域として定める。

図表 1 本市の中学校区



No	中学校区名	No	中学校区名	No	中学校区名	No	中学校区名
1	第一中学校区	11	横山中学校区	21	檜原中学校区	31	中山中学校区
2	第二中学校区	12	長房中学校区	22	加住中学校区	32	南大沢中学校区
3	第三中学校区	13	館中学校区	23	由井中学校区	33	宮上中学校区
4	第四中学校区	14	柵田中学校区	24	打越中学校区	34	別所中学校区
5	第五中学校区	15	元八王子中学校区	25	みなみ野中学校区	35	上柚木中学校区
6	第六中学校区	16	四谷中学校区	26	七国中学校区	36	松木中学校区
7	第七中学校区	17	横川中学校区	27	浅川中学校区	37	鎌水中学校区
8	ひよどり山中学校区	18	城山中学校区	28	陵南中学校区		
9	甲ノ原中学校区	19	恩方中学校区	29	由木中学校区		
10	石川中学校区	20	川口中学校区	30	松が谷中学校区		

### 3. 八王子市の現状

#### 3.1. 人口

- 八王子市の現状として、全市人口、中学校区別人口等のデータを掲載。

【主な掲載データ】 ※資料 2 参照。

資料 2-1 全市及び中学校区の人口

#### 3.2. 地域活動の状況

- 地域で主体的に活動している団体として、町会・自治会数（576 団体。令和元年 6 月現在。）及び加入世帯の状況（平成 30 年度で 57.3%。）、その他地域活動団体の状況（NPO 法人数（平成 30 年度末時点で 275 法人）、社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数等）等のデータを記載。

【主な掲載データ】 ※資料 2 参照。

資料 2-2 町会・自治会加入世帯の推移、その他地域活動団体数の推移

資料 2-3 主な地域活動団体一覧

- 地域活動拠点の状況を記載。

※本市では、今後の公共施設の維持・管理に関して「公共施設等総合管理計画」で示しており、公共施設の利用圏域を「全市的施設」「地域的施設」「生活圏域施設」の 3 つに分類している。住民にとって身近な施設となる生活圏域施設のうち、特に学校施設は、他の施設との複合化を図ることにより、地域コミュニティの拠点とすべく施設整備を進めていくこと等の考え方のもとに現在の状況を記載。

図表 2 公共施設の利用圏域分類

利用圏域分類	施設
全市的施設	市全域での利用を前提に設置した施設で、文化・スポーツ、観光等の拠点機能を有する施設などです。大規模な施設や清掃・下水処理場などのインフラ関連施設などで、用途ごとに市内に 1 か所（施設によっては数か所）あれば充足する施設。
地域的施設	概ね「八王子ビジョン 2022」で定める 6 圏域ごとに整備され、その圏域住民の利用を主な目的とした施設。
生活圏域施設	小学校や中学校のように、概ね徒歩圏内にある施設で、主に日常生活圏内にある施設。

資料：「八王子市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」

【主な掲載データ】 ※資料 2 参照。

資料 2-4 主な生活圏域施設一覧

### 3.3. 地域における市民意識の状況

- 第50回（平成30年）市政世論調査結果（市政への要望）等をもとに、市民から求められている要望事項等を記載。

【主な掲載データ】 ※資料2参照。

資料2-5 市政への要望（重点施策要望）

## 4. 八王子市が抱える地域づくりの課題

### (1) 中学校区ごとの地域課題への対応

- 八王子市内にある37の中学校区においては、都市基盤整備状況や施設等の立地は異なり、人口の年齢構成や増減率の違い、高齢化が進んで老年人口が増加している中学校区、子育て世帯が増加して年少人口が増加している中学校区等、様々な地域性を有している。
- このような中学校区の地域性によって、高齢者支援、子ども・子育て支援、防災・防犯対策等、異なる課題も顕在化していることが想定され、地域の状況に応じた課題解決への対応が求められている。

### (2) 地域づくりを主体的に担う団体との連携

- 本市の町会・自治会では、多世代交流や高齢者支援、子ども・子育て支援、防災・防犯対策等、地域課題の解決に向けた取り組みを通じて、地域コミュニティの醸成に寄与してきた。しかし、少子高齢化や核家族化等、社会情勢等の変化から町会・自治会の加入世帯数・加入率の減少傾向が続いており、コミュニティ意識が希薄化し、会員・役員の高齢化などとともに、地域の活力が弱くなることが懸念されている。
- 一方、本市では、町会・自治会のような既存組織以外に、NPO法人等の様々な団体による地域活動も活発に行われている。
- 今後、地域づくりを推進していく上では、地域の実情に合わせて、それを担う団体等との連携を進めていくことが求められる。

### (3) 公共施設の複合化や多機能化を見据えた地域づくりのための拠点づくり

- 地域課題に対して様々な活動が広がる中、その拠点となる場所が少ない等の問題も生じていることから、今後は、公共施設の複合化や多機能化も見据えながら、地域活動に取り組む団体等にとって利用しやすい拠点づくりが必要となる。
- 特に、学校施設は子どもの学び場であるとともに、子どもの遊び場、避難所、地域コミュニティの核としての役割を担っており、地域の拠点となるよう適正な配置が求められている。

## 5. 地域づくり推進の基本的な考え方

### 5.1. 地域づくり推進の基本的な考え方

- 中学校区を基本とした市民や関係団体等とともに、地域が抱える課題、そしてその解決策を検討していくための仕組みを構築する。
- 検討プロセスにおいて築き上げられた組織・コミュニティ等を活用して、今後地域が課題解決に向けて、主体的に取り組めるよう進めていく。
- 将来目指すべき地域の姿の実現に向けて、中学校区毎に「地域別推進計画」を作成していく。
- 「地域別推進計画」の作成においては、高齢者支援、子ども・子育て支援、防災・防犯対策等、地域の様々な課題解決に向けた活動や、その活動を担う人・組織づくり等のソフト施策とともに、活動拠点等としての公共施設の再編等のハード施策を、一体的に検討していく。

【コラム】地域づくり推進の参考となる事例を他地域1事例（豊中市）、市内2事例程度（例えば、北野台：北野台自治会の取組、石川市民センター：子ども食堂、地域コミュニティスペースの取組等）を掲載。

### 5.2. 地域づくり推進で考慮すべき事項

#### (1) 既存のコミュニティへの配慮

- 中学校区では、町会・自治会等、地域づくりに関連する多くのコミュニティがある。
- 本地域づくりでは、このような地域で活動する既存のコミュニティがお互いに連携しながら、地域課題を解決していく仕組みづくりを推進していくものとする。

#### (2) 地域づくりに参画する市民・関係団体等への配慮

- 地域づくりの対象圏域である中学校区において、その地域で生活する市民の安全安心な暮らしを実現していくためには、市民や関係団体等が地域づくりに参画し、協働による地域づくりを進めていくことが求められる。
- このため、地域づくりを推進していくための仕組みづくりにおいては、地域に「想い」をもつ市民や関係団体等も広く参画できるように配慮する必要がある。

#### (3) 対象圏域への配慮

- 隣接する中学校区と合わせた地域等、地域の状況に応じて柔軟に対象圏域を配慮するものとする。



#### (4) 行政における圏域設定との整合性

- 現在、行政が提供する福祉サービス等は、市民の生活に密着したものであり、中学校区を基本単位として地域づくりを進める上では、このような福祉分野等の圏域との整合性を保つ必要がある。

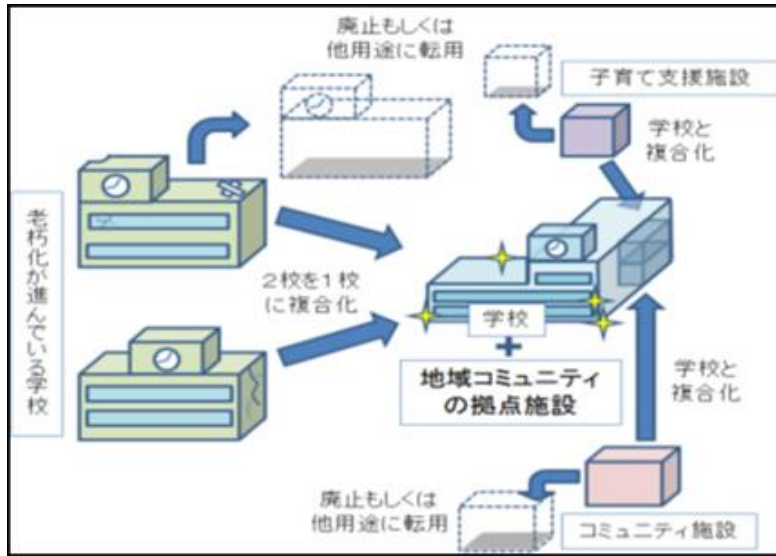
#### (5) ソフト・ハードを一体的に考えた地域づくり

- 地域づくり推進においては、地域の現状に応じて、高齢者支援、子ども・子育て支援、防災・防犯対策等、様々な課題が想定され、今後は、そのような課題の解決に向けた活動を担う人・組織づくり等のソフト施策とともに、その活動拠点等となる場も求められてくると考える。
- これまで、地域のコミュニティ活動の拠点としての機能は、市民センター等が担ってきた。今後、地域づくりを推進していく上では、これまで身近にあった公共施設（生活圏域施設）の再編等に合わせ、活動拠点等の場づくりも一体的に検討していく必要がある。
- 一方、公共施設全般的には、老朽化等による今後の維持管理・再編のあり方においても課題の一つとなっている。
- このため、特に生活圏域施設の主な施設となる学校について検討を進めていく際には、今後、以下3つの視点を考慮して進めていく必要がある。

図表3 3つの視点

視点	概要
①老朽化対応	<ul style="list-style-type: none"><li>● 基本的に、建設年度の古い順に「改築」、または「長寿命化を図るための改修」を計画的に実施できるように考慮し、安全・安心な施設、教育環境の向上を目指す。</li><li>● なお、「改築」とは、旧耐震基準（昭和46年1月）より前の基準で建設した施設（目標耐用年数65年）を対象とし、「長寿命化を図るための改修」とは、旧耐震基準（昭和46年1月）及び新耐震基準（昭和56年5月）で建設した施設（目標耐用年数80年）を対象としている。</li></ul>
②適正配置	<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校施設は、子どもの学び場であるとともに、子どもの遊び場、避難所、地域コミュニティの核としての役割を担っている。教育環境の充実はもとより、地域の子どもを地域で育てるためには、学校が地域の拠点となるよう適正に配置し、学校が小規模となる場合は、小規模校のメリットを最大化するとともに、デメリットの緩和に努める。</li><li>● なお、この適正配置においては、望ましい学校規模（小中学校では12～18学級）、通学距離（上限は小中学校ともおおむね30分程度、通学距離は概ね2km。）等、「市立小・中学校の適正配置に関する基本方針（平成21年1月）」の考え方を基本としながら、地域の実情に応じて検討していく。</li></ul>
③施設の複合化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「八王子市公共施設マネジメント基本方針」を踏まえ、改築や改修の際には、原則として単独での建替えは行わず、小中一体型やその他の公共施設等との複合化を図り、学校が地域コミュニティの拠点となるよう再編する。特に、学校施設の複合化の観点からは、本市では全ての小・中学校で小中一貫教育を推進していることから、義務教育学校制度の導入を視野に入れた小中一体型施設の整備を進めていく。</li></ul>

図表 4 学校施設複合化のイメージ

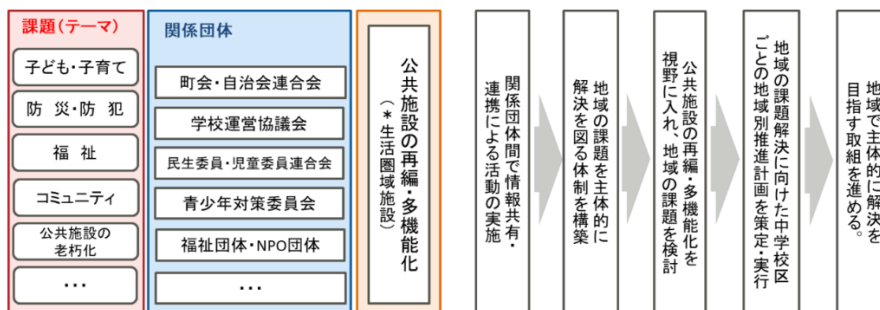


## 6. 今後の展開

### 6.1. 地域づくり推進のプロセス

- 今後、地域づくり推進に向けて、中学校区で活動する団体や市民等での仕組みを構築し、地域の課題、その解決策等について検討していく。
- ここで検討された内容をもとに、今後、中学校区における地域づくりを推進していくための「地域別推進計画」としてとりまとめていく。
- 「地域別推進計画」をもとに、団体・市民、そして行政が連携して地域づくりを推進していく。
- 中学校区で「地域別推進計画」を作成する際は、ソフト・ハードを一体的に検討していく観点から、地域が抱えている課題への対応状況や、老朽化や小規模化が喫緊の課題となっている学校がある中学校区等を勘案して優先的に着手していく。

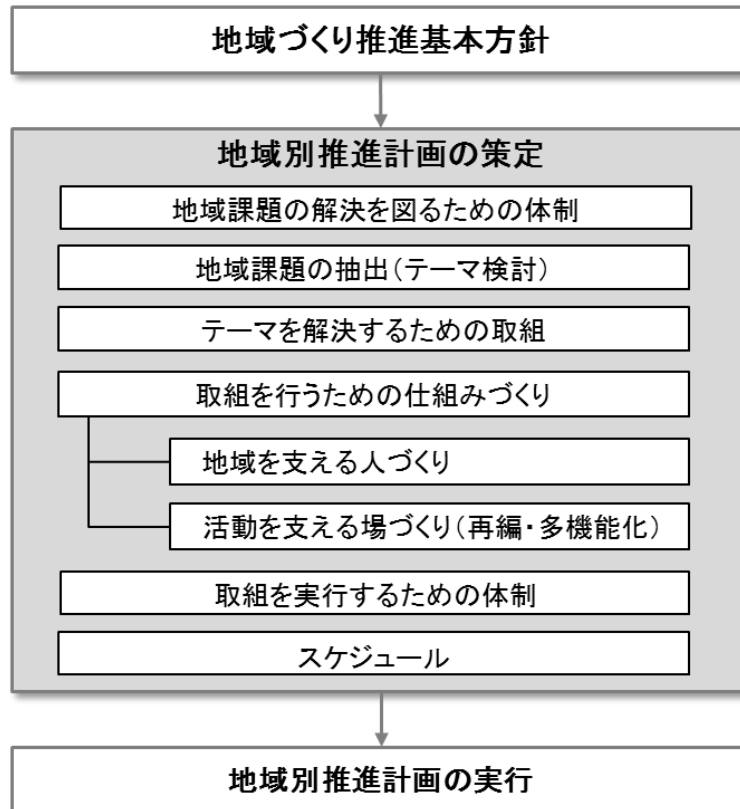
図表 5 地域づくり推進のプロセス



\*生活圏域施設・・・「八王子市公共施設総合管理計画」において、公共施設を3つの利用圏域に分類している。  
その内、小・中学校のような概ね徒歩圏にある施設で、主に日常生活圏域内にある施設のこと。

- 「地域づくり推進基本方針」を踏まえ作成する「地域別推進計画」は、図表6に示す内容を想定し、中学校区ごとに実践していく。

図表6 想定する「地域別推進計画」の内容

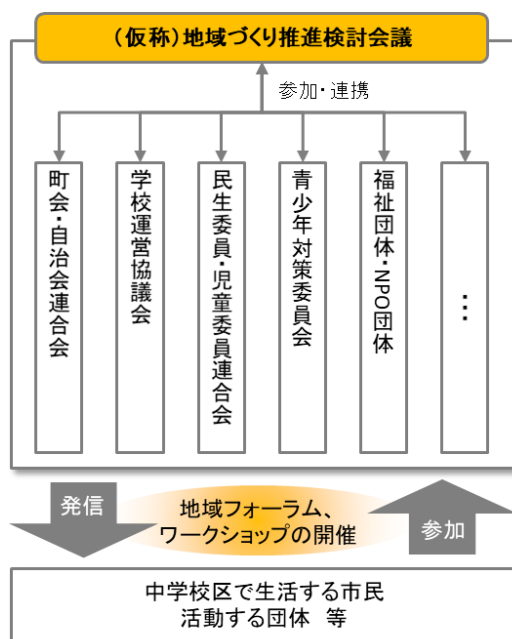


## 6.2. 地域づくり推進に向けた検討体制

### (1) 地域づくり推進に向けた仕組みづくり

- 地域づくり推進に向けて、町会・自治会をはじめ、地域づくりに関連する団体等が、地域課題を共有し、その解決策等を検討していくために、「(仮称)地域づくり推進会議」を立ち上げるものとする。なお、この立ち上げにおいては、地域づくりに関連する既存組織を母体とした会議体としたり、必要に応じて公募等によって市民の地域づくりへの参画を促したりと、地域の実情に合った会議体とすることも想定する。
- この検討過程においては、地域で生活する市民や中学校区において、地域づくりに関心を持つ市民・団体等の意見を広く取り入れるため、検討された内容を発信する「地域フォーラム」や、関わる市民・団体の認識やアイデアを共有していく「ワークショップ」の開催等により、地域が一体となって取り組みを進めていく。
- なお、将来隣接する中学校区と地域の課題や解決策等を共有し、全市で地域づくりの意識醸成を図っていくために、できるだけ多くの中学校区同士の意見交換、情報共有の場を設ける等も考慮していく。

図表 7 地域づくり推進に向けた検討体制



(2) 地域づくり推進に向けた地域と行政の関わり

- 行政は、中学校区で取り組む検討や活動等に参画し、地域が抱える課題の解決に向けて支援していく。
- また、地域が抱える課題は、地域の状況によって多様である。このため、庁内に「(仮称)地域づくり推進連絡会議」を設置し、地域づくりの検討状況や課題等について庁内横断的に情報を共有し、適宜、各担当部署によって円滑な地域づくりを支援していく。